

○はじめに

いじめ問題は、大きな社会問題である。学校、家庭、地域社会、行政が協力していじめの問題の解消に向けて取組が進められている。

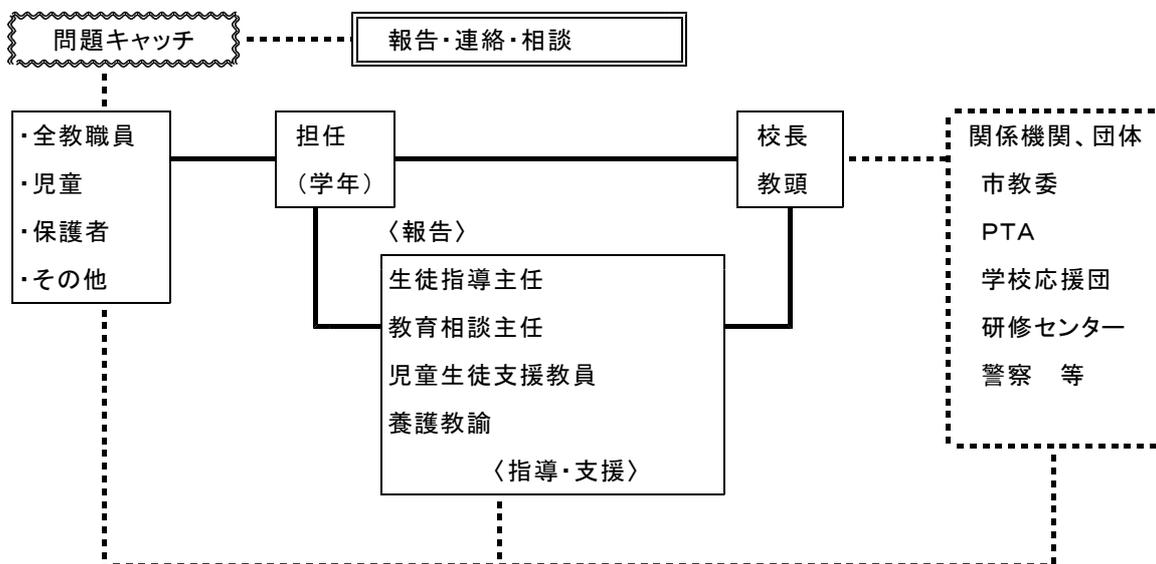
いじめの中には、目に見えにくいいじめや陰湿ないじめ、教職員・保護者の目から把握しにくい形態のいじめも多い。いじめ根絶のためには、いじめの早期発見と適切な指導に向けたより一層の取組が必要である。

1 計 画

- ・「どの学校にもいじめはある」、「どんな小さいいじめも見逃さない」という視点でいじめの問題に取り組む。
- ・「いじめのサイン」を見逃さず、早期の発見に努めることのできる組織を確立する。
- ・いじめ問題の指導に当たっては、原因や背景等を的確に把握し、いじめられている児童生徒の立場に立って親身の指導が行えるよう継続的にきめ細かで手厚い指導、援助に努める。
- ・全ての児童生徒に対して生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を徹底する。
- ・一人一人の児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるよう努める。
- ・保護者との連携を密にし、児童生徒、保護者との信頼関係を確立する。

2 校内指導体制

- ・問題が起こった場合は、ほうれんそう（報告、連絡、相談）を徹底し、共通行動がとれるようにする。



3 「いじめ」の特徴

① けんか・いじわる型「いじめ」

小学校の低学年の段階に見られる、悪口や単純な嫌がらせ、いじわるなどを単発的に行うもの。

② ふざけ型「いじめ」

小学校の高学年から中学生以上の段階に多く見られる。妬みやうっぷん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多い。

③ 非行型「いじめ」

中学生以上の段階に多く見られる。非行傾向をもつ集団による行為として、恐喝、暴力、嫌がることの強制、物を壊すなどがある。長期に継続することが多い。

4 いじめ早期発見チェックポイント(観察の視点) <埼玉県 いじめ対応ハンドブックI'sより>

【朝の会】

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子どもより早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる
- 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

【授業の開始時及び授業中】

- 一人遅れて教室に入ってくる
- 授業の始めに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなる
- 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない
- 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたづらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験などの後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

【休み時間】

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 移動教室のとき、荷物を持たされている
- プロレスごっこなどでやられている
- 保健室や相談室に来る回数が多くなる
- 授業が始まっても教室に戻りたがらない

【給食・清掃時】

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

【帰りの会】

- 持ち物がなくなると、よく訴えに来る
- 服が汚れていたり、破けていたりしている
- 泣いている、または机に伏せたまましている
- 自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている

【委員会・係活動】

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

【部活動・クラブ活動】

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 一人だけで、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている
- 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている
- 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている
- 辞めたいなどの訴えがある
- 道具を隠される
- 孤立している

【放課後から下校時】

- 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている
- いつも教師に相談したそうに寄って来る
- 鞆や持ち物がなくなっている
- ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている
- 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている
- 皆の荷物を持たされている
- 遠回りして帰る
- 下校が早い
- いつまでも学校に残っている
- 一人で帰る

5 「いじめ」への対応<埼玉県 いじめ対応ハンドブックI'sより>

(1) いじめている児童への対応

- ① いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- ② 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- ③ いじめを完全にやめさせる。
- ④ いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- ⑤ 人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑥ 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- ⑦ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- ⑧ いじめは、心の危機のサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への対応

- ① 秘密を守ることを約束しながら話し合う。
- ② いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③ 不安を除去し、安全の確保に努める。
- ④ 身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- ⑤ 自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- ⑥ 自信回復への積極的支援を行う。
- ⑦ 不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- ⑧ 機会あるごとにコミュニケーションをもち、子どもとの信頼関係をつくる。
- ⑨ 自分の気持ちを自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 周りではやし立てる子どもへの対応

- ① はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- ② 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- ① いじめは、他人事でないことを理解させる。
- ② いじめを知らせる勇気をもたせる。
- ③ 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- ① 話し合いなどをおして、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 特別活動をおして、好ましい人間関係を築く。
- ⑦ 行事等をおして、学級の連帯感を育てる。

(6) 被害者の保護者に対して

- ① 速やかに家庭訪問をし、丁寧に状況を説明するとともに、学校の取組方針を伝え、誠実に対応する。
- ② 保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ③ 定期的に面談・家庭訪問をし、誠意を尽くした対話をする。
- ④ 子どもの様子の変化などの経過について、緊密に連絡を取り合う。

(7) 加害者の保護者に対して

- ① 速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。併せて、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ② いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③ いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④ 家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。

